

# 令和7年度 第6回行財政改革推進本部会議要旨

日時：令和7年11月4日（火）

午前9時30分～午前10時

会場：庁議室

## 【審議事項】

### ・ 石巻市行財政改革推進プラン2030（案）について

現在、令和3年3月に策定した「石巻市行財政改革推進プラン2025」（計画期間：令和3年度～令和7年度）の下、「限られた行財政資源を活かした持続可能な行財政運営」を目指し、各種取組を進めている。

しかし、本市が直面する厳しい財政状況や社会環境の変化に対応し、将来を見据えた持続可能な行財政運営を実現するためには、これまで以上に本市の経営資源を集中的かつ効率的に活用していくことが必要不可欠となっている。

このような状況を踏まえ、令和8年度以降も引き続き行財政改革を推進するため、「石巻市行財政改革推進プラン2030」（以下「新プラン」という。）の策定に着手することとし、本年3月、新プランの策定方針を決定した。

同策定方針に基づき、本年5月に設置したワーキンググループにおいて、新プランの基本目標、取組項目等の検討を行い、検討した取組項目については、7月に担当課へヒアリング等を行うなど、庁内における調整・協議を進めてきた。

また、10月には、本推進本部において決定した新プランの中間案について、学識経験者や一般市民で構成する行財政改革推進委員会に示し、意見聴取を行ったところである。

今般、ワーキンググループにおいて、新プランの最終案がまとまったことから、その内容について確認・検討を行い、新プラン策定の円滑な進捗と実効性の高い計画の策定に資する。

#### (1) 主な内容

##### ア 計画期間

令和8年度から令和12年度まで

##### イ 基本方針

持続可能な自治体経営を目指し、未来に向けて最適化する行財政運営の推進

##### ウ 基本目標

###### (ア) 人口規模を踏まえた持続可能な財政運営を確立する

〔目標値〕 経常収支比率 (R12) 97.2%

- (イ) 信頼される質の高い行政運営を推進する  
 [目標値] 信頼される行政サービスが行われていると感じる市民の割合 (R12)  
 40.0%
- (ウ) 未来につなぐ健全な財政基盤を構築する  
 [目標値] 財政調整基金残高 (R12) 20億円

## エ 取組項目

項目	取組項目		
	新規	継続	計
基本目標 1	7	18	25
基本目標 2	5	11	16
基本目標 3	2	13	15
合 計	14	42	56

## オ 中間案からの主な変更点

- ・経常収支比率の推移（図1）に類似団体内の本市の順位を追記
- ・実質公債費比率の推移（P12）を新たに追加し、地方債発行抑制の必要性を明示
- ・住民1人当たりの行政財産の延面積（図13）を最新データに更新
- ・成果志向の予算・事業編成の強化（P25）に係る内容をPDCAサイクルの配置に整理
- ・計画策定体制、策定経過、行財政改革推進委員名簿等の参考資料を追加
- ・取組項目自体の追加はなく、一部目標値等を修正

## (2) 今後の予定及び施行予定年月日

令和7年11月 行財政改革推進委員会から答申  
 新プラン最終案の決定  
 令和8年 1月～2月 パブリックコメントの募集  
 3月 新プランの策定

## 【報告事項】

- ・ **行政手続及び内部手続の押印等の見直しに係る進捗状況について**  
 令和2年7月に、総務省から書面規制、押印、対面規制の積極的な見直しについて通知があり、令和3年1月に「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」を策定し、個人及び事業者が行う行政手続について、氏名欄の認印等の見直しを実施した。  
 また、令和5年3月には、「行政手続に関する押印、書面規制等の見直し指針」の改

定※を行い、対象を内部手続にも拡大し、見直しを実施した。

※当該改定の際に指針の名称も「書面規制、押印、対面規制の見直し指針」に改めた。

本件については、「書面規制、押印、対面規制の見直し指針」に基づく、押印等の見直しの進捗状況について報告を行ったもの。

(1) 主な内容

【対象】

- ・行政手続 一般市民、事業者、各種団体等から提出される申請書、申込書、届出書等の文書
- ・内部手続 会計手続、人事手続等の行政内部において提出される申請書、申込書、届出書等の文書（会計手続の中には、契約など住民や事業者との間の手続も含む。）

【進捗状況】

- ・行政手続の 99.7%が R7 年度まで廃止予定（R6 年度の調査時より 3.4 ポイント増）
- ・内部手続の 98.0%が R7 年度まで廃止予定（R6 年度の調査時より 5.7 ポイント増）

行政手続及び内部手続のいずれも押印の見直しが進んでいる状況にあるが、地方自治法第 234 条第 5 項に基づく契約書等や、国県等による押印義務付け、印鑑証明書の添付を要するものを除き、「廃止に向けた調整が必要なもの」と判断した申請書が、行政手続 9 件、内部手続 7 件となっている。これらについては、今後、押印等の見直しについて検討が必要である。

(2) 今後の予定

令和 7 年 1 月 市ホームページにて行政手続及び内部手続の押印等の見直しに係る進捗状況について公表

以上